

令和2年度 第1回堺市議会災害対策会議

開催日時	令和2年4月8日(水) 10:01~10:47
開催場所	堺市議会第1・第2委員会室
出席議員	[座長] 三宅達也議長、[副座長] 大林健二副議長 西村昭三議会運営委員長、木畑匡議会運営副委員長 池田克史議員(大阪維新の会堺市議会議員団) 吉川敏文議員(公明党堺市議団) 池尻秀樹議員(自由民主党・市民クラブ) 吉川守議員(堺創志会) 石本京子議員(日本共産党堺市議会議員団) 長谷川俊英議員
事務局職員	橘議会事務局長、矢幡議会事務局次長 辻総務課長、古下総務課長補佐 近藤議事課長、川中議事課長補佐、戸井議事課主幹 仲村調査法制課長、中西調査法制課主査
案件 及び意見	別紙のとおり ※下線部分については、各議員において特に留意していただきたい事項

1. 会議の運営について

○会議の運営について

[三宅座長より説明・報告]【資料1・2】

- ・令和2年4月6日付けで当会議を設置。
- ・会議の概要（設置基準、構成議員、主な所掌事項）
- ・会議結果については、要点記録【資料2の13ページ】として、議会事務局から各議員へメール送信する。また、議会ホームページにも掲載する。

○会議の公開について

[三宅座長より説明]

- ・案件によっては、個人情報等に関する内容や、特定の区・地域の情報など、通常公開されない情報が含まれることも想定した対応を考えており、議会力向上会議と同様に「原則、公開とし、案件によっては非公開とする」扱いとしたいと考えている。また、傍聴についても、議会力向上会議と同様に「議会運営委員会に準じる扱い」と考えている。

[協議結果]

- ・以下のとおり決定した。
 - ・会議は、原則、公開とし、案件によっては非公開とする。
 - ・傍聴は、議会運営委員会に準じる扱いとする（5人）。

2. 今後の対応について

①改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言について

[三宅座長より説明・報告]

- ・4月7日に首相が「緊急事態宣言」を発出し、措置対象区域に大阪府も含まれている。（実施期間は5月6日までの1ヵ月）この緊急事態宣言を受け、大阪府は4月7日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、緊急事態措置を決定した。これを受け、本市では、4月8日午後1時から新型コロナウイルス対策本部会議が開催される予定。
- ・緊急事態措置を受けての市当局の対応方針、現況などについては、次回の会議において、報告を受けるよう調整する。
- ・市当局の対策本部会議終了後、市当局から報告があった内容については、直ちに議会事務局から各議員へメールにて送信する。また、今後、緊急を要する情報提供等があった場合は、4役説明を待たずに議会事務局から各議員へメールにて情報提供を行う。

②市当局（堺市新型コロナウイルス対策本部会議等）への要望等について

[三宅座長より説明・報告]

- ・市当局が対応に追われている中、各議員が当局に対して問い合わせや要望や申し入れなどを行えば、担当所管の職員が対応業務に専念できず、そのしわ寄せが市民に行くという状況が懸念され

る。そのような状況に陥らないよう、当会議で各議員の要望等を取りまとめ、窓口を一元化した上で、当局へ要望・提案し、その対応の回答を、議会事務局経由で議員へ伝達する。

- ・各議員へ寄せられている意見や要望などを、各会派において取りまとめ、次回の会議で議題とする。
- ・各会派等の要望等については、様式【資料2の12ページ】に記載。
- ・4月9日午後5時までに議会事務局へ提出する。
- ・締め切りまでに提出できない場合でも、随時受け付けて、当局へ要望等を送付する。
- ・各議員においては、今後、当局への問い合わせや提案・要望・申し入れ等については、個別に行わない。当会議を通じて要望等を行っていくため、各会派等においては、周知徹底をお願いする。なお、当局からそのような事案の報告があった際は、各会派代表者へ報告する。

各会派等より出された主な質問及び三宅座長からの回答

Q. 会議で取りまとめるのは、新型コロナウイルス対策関連のものに限るのか、市政全般か。

A. 新型コロナウイルス対策関連のものに限る。

Q. 新型コロナウイルス対策関連のもの以外の要望等は個別で行っていいか。

A. 職員の出勤抑制により担当者が不在であるなどの状況を理解いただいた上で実施してほしい。

Q. 議会BCPを策定する際にも議論し、要望の一元化は対象事案に特化することとしたが、線引きが難しい部分については各議員で配慮して判断するというのを、この会議で決めてはどうか。

A. そのような考えでお願いしたい。

③4月開催予定の会議等の取り扱いについて

[西村議運委員長に意見聴取]

- ・4月17日の議会力向上会議、4月27日の議員の処遇検討会議について、中止にしたほうがいいのではないかと判断している。

[協議結果]

- ・中止することに決定した。

[池田議員に意見聴取]

- ・竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について、年間スケジュールを考慮した上で、予定している会議を最少の回数に縮小して実施したい。

[協議結果]

- ・意見がまとまらないため、池田委員長において調整を行い、決定次第、報告することとなった。

[三宅座長より説明・報告]

- ・5月定例会の取り扱いについては、必要に応じ、定例会前に会議を開催して協議する。
- ・4月22日の環境審議会は、市当局から当該議員へ、開催の取り扱いについて連絡がある。

3. その他

①新型コロナウイルス感染症拡大防止への注意喚起について

[三宅座長より説明・報告] 【資料4・5】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、各議員においても感染拡大防止を徹底するようお願いする。
- ・参考として、大阪府ホームページ掲載資料【資料4】、人事部から各部課長宛て通知文書（職員への注意喚起）【資料5】を配布する。

4. 次回会議の開催について

[三宅座長より説明・報告]

- ・次回日程は4月10日10時30分とする。
- ・当会議については、開催通知は出さない扱いとする。
- ・4月10日以降の会議については、必要に応じ、三宅座長から招集する。

5. 各会派等より出された主な意見及び三宅座長からの説明

- ・要望の取りまとめについて、その都度集まって協議するのは感染リスクがあるため、一定のサイクルを作ってルーティン化したほうがいいのではないかと。

[三宅座長]

次回の会議までに4役で話し合っ、サイクルの方式について提案したい。

- ・学校の休校により子どもや保護者にもストレスが高まっている。登校日など、どのような対応し、進めていくのか、できるだけ早く具体的に示してほしい。

[三宅座長]

当局への要望に含めたい。

- ・議員の行動については各議員に任せるのか、またはルールを作るのか。
- ・議会事務局の負担を過度に増やさないように配慮する必要がある。
- ・情報共有が最も大事である。要望にしても、過度の内容にならないようにすべきである。
- ・4月以降、補償や給付金に関する問い合わせが多い。市民が議員に相談に来た時に回答できるように、資料等を共有してほしい。

[三宅座長]

当局が実施する感染症対策の負担にならないよう、かつ市民の声を代弁できるよう、会議を進めていきたい。

- ・政府の決定事項の内容の解説を市民に十分行うべきである。
- ・政治活動を制限するのは難しいが、政治的アピールについてはシーソーゲームにならないよう、節度を持って活動しなければならないと考えており、注意喚起や合意を議長において行ってほしい。
- ・政治活動の自由は最大限尊重されなければならない。それぞれの議員が判断することであり、過度な制限をするルールを作るべきではない。
- ・政治活動については制限できず、ルールは決められないが、何かしら要請のレベルで示したほうが

いいのではないか。

- 政治活動の制限については、改めてルールを作る必要はない。それよりも重要なことを精査し、できるだけ短時間で、議会事務局の負担も軽減して行うことを基本に据えるべきであり、議員それぞれの良識に任せるべきである。

[三宅座長]

本日出された意見を4役でとりまとめて、どういった形式がいいのか検討した上で、提示したいと考えている。